

# 鹿島川水管橋フェンス更新工事

## 特記仕様書

令和7年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合水道企業部



# 目 次

## 第1章 総則

1. 適用範囲	1
2. 仕様書の優先順序	1
3. 法令等の遵守	1
4. 一般事項	2
5. 提出書類	2
6. CORINSへの登録	4
7. 工事の下請負	4
8. 施工体制台帳	4
9. 建設副産物	5

## 第2章 施工一般

1. 施工計画書の提出	6
2. 事前調査	6
3. 現場付近居住者への説明	6
4. 公害防止	6
5. 障害物の取扱い	6
6. 道路の保守	7
7. 近接工事との協調	7
8. 工事関係書類の整備	7
9. 工事現場発生品及び残土等	7
10. 工事写真	7
11. 地下埋設構造物等	7
12. 工事現場管理	7
13. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置	8
14. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項	8

## 第3章 フェンス等更新工事

1. 工事概要	9
2. フェンス工	9
3. 舗装工	10
4. 使用材料	10
5. その他	10

## 第4章 安全対策

1. 安全・訓練等の実施	12
--------------	----

2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成	12
3. 安全・訓練等の実施状況報告	12
建設副産物特記仕様書	13
舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書	15
施工条件の明示	16

## 第1章 総則

### 1. 適用範囲

本特記仕様書は、次の工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

- (1) 工事番号 送改令7第3号
- (2) 工事名 鹿島川水管橋フェンス更新工事
- (3) 工事場所 四街道市山梨503番地先及び佐倉市大篠塚98番地先
- (4) 工期 契約日の翌日から令和8年3月13日まで

### 2. 仕様書の優先順序

仕様書の優先順序は、以下によるものとする。

- (1) 設計図書
- (2) 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
- (3) 水道工事標準仕様書（日本水道協会）
- (4) 土木工事共通仕様書（千葉県）
- (5) 土木工事施工管理基準（千葉県）
- (6) 各種標準仕様書
- (7) その他公的な仕様書（監督職員の指示による）

なお、本仕様書、設計図書等に記載のない事項については当組合監督職員（以下「監督職員」という。）の指示によるものとする。

### 3. 法令等の遵守

受注者は工事の施工にあたって、次に掲げる法律・令等を遵守すること。

- 建設業法
- 道路法
- 道路交通法
- 建築基準法
- 労働基準法
- 労働安全衛生法
- 職業安定法
- 労働者災害補償保険法
- 騒音・振動規制法
- 河川法
- 消防法
- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- 日本産業規格（JIS）
- 日本農林規格（JAS）
- 電機規格調査会標準規格（JEC）
- 日本電線工業会標準規格（JCS）
- 通産省 電機設備技術基準
- 日本電気協会内線規定
- 日本水道協会標準規格
- 水質汚濁防止法
- 日本電気工業会標準規格（JEM）
- 条例・規定
- 水道法

なお、これら諸法規の運用適用は、受注者の負担と責任において行うこと。

#### 4. 一般事項

##### (1) 工事施工疑義

仕様書及び図面に記載されていない事項並びに工事施工中疑義を生じたときは、遅滞なく監督職員と協議し、指示を受けなければならない。

##### (2) 受注者の費用・負担

受注者は、設計図書（図面・特記仕様書及び金額を記載しない設計書等）に明示されていないものであっても、工事施工上または、工事目的の維持に欠くことのできない工事に要する費用は負担しなければならない。

##### (3) 契約の変更

発注者の都合により著しく設計数量を増減し、また予想しがたい事由により原設計に大きな影響があった場合は両者の協議により変更できる。

##### (4) 損害賠償等

受注者は、工事のため田・畑あるいは第三者に損害を与えぬよう施工することはもちろんのこと、損害を与えた場合はその責を負わなければならない。

##### (5) 官公署等への諸手続き

受注者は、工事の施工に必要な関係諸官公署への手続きを受注者の責任において、迅速且つ確実に行い、その経過については速やかに監督職員に報告すること。

##### (6) 契約不適合責任期間

本工事の契約不適合責任期間については、建設工事請負契約書に規定する期間及び当組合の規定による。

#### 5. 提出書類

受注者は、以下の提出書類について、指定された期日までに提出し、監督職員の承認を得ること。

なお、様式については監督職員が指示するものとする。

契約前			
1	本工事は、特定建設資材を扱う建設リサイクル法の対象工事であるため、契約に先立ち「法第12条1項に基づく書面」を交付し事前説明を行うとともに、契約書に添付する法第13条に基づく書面についても事前に提出し、確認を受けること。（提出部署：水道企業部 工務課 土木班）		
契約後			
2	工事着手届	契約後7日以内	2部
3	主任技術者等選任通知書	契約後7日以内	2部
	（経歴書、資格証の写しまたは、実務経験証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。）		

4	コリズ登録の写し（受注時）	土曜日、日曜日、祝日等を 除き契約後10日以内	1部
5	工程表	契約後14日以内	2部
6	建退共掛金収納書	契約後30日以内	1部
7	工事保険等の契約書の写し	契約後30日以内	1部
	（保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後 14日として契約すること。）		
8	施工計画書	契約後30日以内(原則)	1部
9	建設副産物処理承認申請書	施工計画書に添付	1部
10	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画 書(COBRISにより作成)	施工計画書に添付	1部
11	下請業者選定通知書	契約後30日以内(原則)	1部
12	施工体制台帳・施工体系図	契約後30日以内(原則)	1部
13	労災保険加入確認書の写し	現場着手前	1部
工事着手後			
14	工事打合簿	必要のつど	2部
15	材料承諾願	必要のつど	2部
16	材料確認願	必要のつど	2部
17	月間・週間工程表	必要のつど	2部
18	工事日報	必要のつど	1部
19	確認・立会願	必要のつど	2部
20	工事履行報告書	必要のつど	2部
21	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	1部
工事完成時			
22	コリズ登録の写し（完成時）	土曜日、日曜日、祝日等を 除き契約後10日以内	2部
23	工事完成通知書		2部
24	工事目的物引渡申出書		2部
25	請求書		1部
26	建設副産物処理調書 (確認のため、受入伝票、写真、マニフェスト等掲示すること。)		1部
27	建設リサイクル法第18条に基づく「再生資源等報告書」		1部
28	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書、 建設副産物情報交換システム工事登録証明書		1部
29	建設業退職金共済証紙受払簿		1部
30	工事記録写真（A4版）		2部
31	工事完成報告書（A4版）		1部

32	工事完成図書（A4版 黒表紙金文字入り） （完成図面A1折込、その他書類はA4サイズとする。）	2部
33	工事完成図書等電子ファイルCD-R（閲覧ソフト含む）	2部
その他		
34	必要に応じて監督職員が指示したもの	

なお、完成図書の納品については、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領（案）、CAD製図基準（案）」等を準用すること。

## 6. CORINSへの登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報サービス（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

なお、変更登録時は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

## 7. 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

## 8. 施工体制台帳

- (1) 受注者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

- (2) 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

## 9. 建設副産物

- (1) 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取り扱いにあたっては、「建設リサイクル推進計画2020（国土交通省）」、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- (2) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。

## 第2章 施工一般

### 1. 施工計画書の提出

受注者は工事に先立ち、施工計画書（工事概要・計画工程表・現場組織表・指定機械・主要機械・主要資材・施工方法・施工管理方法・安全管理・緊急時の体制及び対応・交通管理・環境対策・現場作業環境の整備・再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法・その他）を提出し承認を受け、これに基づき工事の適正な施工管理を行うこと。

なお、施工計画書作成にあたっては、監督職員と十分打合せを行った後作成すること。

### 2. 事前調査

受注者は工事に先立ち、施工区域全般にわたる地下埋設物の種類・規模・埋設位置をあらかじめ試掘その他により確認しておくこと。その結果設計と現地が異なるときは、監督職員と協議するものとする。また、工事箇所付近に近接する家屋等に被害が発生するおそれがあると思われる場合は、発注者と協議の上該当家屋等の調査を行うこと。

その他工事に必要な環境（道路状況・交通量・騒音・水利等）についても十分調査しておくこと。

### 3. 現場付近居住者への説明

受注者は工事着手に先立ち、現場付近居住者に対し監督職員と協議の上工事施工について説明を行い、十分な協力が得られるよう努めること。

### 4. 公害防止

受注者は工事の施工に際し、騒音規制法・振動規制法及び公害防止条例等を遵守し、沿道居住者から騒音・振動・塵埃等による苦情が起らないよう有効適切な措置を講ずること。

また、建造物、道路等に障害を及ぼさないよう十分注意すること。

### 5. 障害物の取扱い

受注者は、工事施工中、他の所管に属する地上施設物及び地下埋設物・その他工作物の移設または防護を必要とするときは、速やかに監督職員に申し出てその管理者の立会いを求め、移設または防護の終了を待って、工事を進行させること。

また、埋設物等に損害を与えた場合は、受注者の負担において速やかに復旧すること。

## 6. 道路の保守

残土運搬その他によって道路を損傷した場合は、掘削箇所以外の道路であっても受注者の負担で適切な補修をすること。

なお、関係官公署の検査を受けて引渡しが完了するまでまたはその補償期間内は、受注者が保守の責任を負うこと。

## 7. 近接工事との協調

工事現場付近で他工事が施工されているときは、互いに協調して円滑な施工をはかること。

本工事は、他工事との関連で片側通行区間が長くないよう、本工事及び他工事との作業工程を十分に把握し計画を立案の上、工事箇所が連続しないよう留意し施工すること。また、他工事との工区境等の連絡工事方法等については、各施工者間にて十分な協議を行い、円滑に施工すること。

なお、施工者間にて、密に連絡ができるように連絡網等を作成すること。

## 8. 工事関係書類の整備

受注者は随時監督職員の点検を受けられるよう、工事に関する書類を常に整備しておくこと。

## 9. 工事現場発生品及び残土等

受注者は、工事現場において発生した物件及び残土について、監督職員の指示を受け適正に処理しなければならない。

## 10. 工事写真

受注者は、施工前、竣工後の状況が対照できるように写真撮影をするとともに工事竣工後外部から明視出来なくなる箇所及び出来形、寸法等が明確に確認できるように撮影し、工事施工順等に整理し、監督職員に提出しなければならない。

## 11. 地下埋設構造物等

受注者は、工事現場内及びその周辺にある地上、または地下の既設構造物特に下水道、水道管、電話ケーブルなどの所在並びに構造を事前に調査し監督職員に報告しなければならない。また、工事施工中に確認した場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに、当該占用物件管理者の立会いのもとに支障を及ぼさないように工事を行わなければならない。

## 12. 工事現場管理

受注者は、工事現場及び所定の箇所には、「建設業法」その他の関係法令に定める標識板を設置するとともに、「土木工事安全施工技術指針」（全日本建設技術協

会)に定める保安施設を設置しなければならない。

工事の都合により、道路交通の規制を行う場合は、関係官公署への手続きを完了した後に行うものとし工事現場の見やすい場所に必要な標識類を設置し、通行者と紛争等を、起こさないように留意しなければならない。

#### 13. 特定建設資材の分別解体等・再資源化等の適正な措置

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づく対象工事であり、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(2) 受注者は、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条の規定により、以下の事項を書面に記載し、監督職員に報告することとする。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、その書面は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」を用いて作成した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書によることができる。

#### 14. 請け負おうとする建設業者からの事前説明に関する事項

(1) 建設リサイクル法第12条の規定により、対象建設工事を請け負おうとする建設業を営む者は、発注者に対し、『「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（建設リサイクル法）の施行に伴う公共工事の取扱い』で定める「法第12条第1項に基づく書面」を交付し説明を行うこととする。

(2) 書面の交付は、契約に先立って行うこととする。

### 第3章 フェンス等更新工事

#### 1. 工事概要

本工事は、当組合用地管理の一環として、鹿島川水管橋（四街道市山梨503番地先及び佐倉市大篠塚98番地先）における、フェンス等を更新するものであり、下記のとおり請負にて実施するものである。

(1) フェンス工	1式
(2) 舗装工	1式

#### 2. フェンス工

##### 2-1. フェンス撤去工

既設フェンス： H=2000mm、ブロック基礎

撤去工：左岸	フェンス（門扉込み）	82m
	両開き門扉 W3000	1組
右岸	フェンス（門扉込み）	107m
	両開き門扉 W2000	1組

##### 2-2. フェンス設置工

(1) 既設フェンスを撤去した位置に、新設直忍付フェンス（基礎ブロック）を設置するものとする。

(2) 門扉については、直忍付両開き門扉（基礎ブロック）を設置する。

(3) 基礎砕石は、撤去はせずに調整するものとする。

(4) 設置範囲

左岸	直忍付フェンス（門扉込み）	82m
	直忍付両開き門扉 W3000	1組
右岸	直忍付フェンス（門扉込み）	107m
	直忍付両開き門扉 W3000	1組

(5) フェンス使用資材

直忍付フェンス

- ・規格・仕様：亜鉛めっき Z-GS6 φ3.2mm×56mm H=2000mm
- ・有刺鉄線：3段
- ・フェンス基礎：基礎ブロック

直忍付両開き門扉

- ・規格・仕様：亜鉛めっき Z-GS6 φ3.2mm×56mm H=2000mm W=3000mm
- ・有刺鉄線：3段
- ・フェンス基礎：基礎ブロック

### 3. 舗装工

#### 3-1. 舗装工

##### (1) 舗装範囲

左岸 299 m<sup>2</sup>

右岸 696 m<sup>2</sup>

##### (2) 当該工事は、次の要領で実施すること。

- ① 舗装の範囲は監督職員の立会いを求めて、その指示によって決定し線引きを行う。
- ② ①で線引きした範囲について、簡易測量を行って三斜法によって面積計算を行いその結果を図化、面積を算定し監督職員の承認を受けること。
- ③ 舗装面積の承認を得た後、舗装工事に着手すること。
- ④ 試験については、路盤検査置換法による現場密度試験等主要な工事段階の区切り目及び監督職員があらかじめ指示した部分については、立会検査を受けなければならない。

##### (3) 受注者の責任によって発生したと認められる舗装復旧は、受注者の負担で実施すること。

##### (4) 路盤厚及び表層厚は、設計厚(仕上厚)を厳守すること。

### 4. 使用材料

(1) 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、標準仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。

(2) 工事用材料は、使用前に承認図、見本及び品質等の資料を提出し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、工事に使用する材料について、使用前にその外観及び品質規格証明書等を照合して確認した資料を添えた材料確認願を提出し、監督職員の検査(確認を含む。)を受けなければならない。

その際、受注者は検査に立ち会うものとする。

### 5. その他

(1) 作業時間は原則として、月曜日から金曜日 9:00~17:00 とする。

なお、当日の作業予定を午前 8 時 30 分までに、翌日及び次週の作業予定等を午後 5 時までに監督職員に報告すること。

(2) 本工事を施工する際には、作業上の安全確認を十分に行うこと。

また、本工事区間は、田園地帯のため、作業に当たっては、資材等の運搬及び施工管理等を十分に考慮し施工を行い、また、地元関係者との間に紛争が生じな

いように円滑な施工に努めなければならない。

- (3) 本工事を施工する際には、施工場所が水道用水供給施設であることから、衛生管理に十分注意しなければならない。
- (4) 施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係ない機器等には絶対に触れないこと。
- (5) 省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）及びグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づく省エネ基準値や調達基準等に適合すること。

再生資源利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）及び循環型社会基本法等の関連法規に基づき、構成部品や梱包材等に再資源化可能な素材を使用し廃棄物の削減化が図られていること。

## 第4章 安全対策

### 1. 安全・訓練等の実施

受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- (2) 本工事内容の周知徹底
- (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- (4) 本工事における災害対策訓練
- (5) 本工事現場で予想される事故対策
- (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

### 2. 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

### 3. 安全・訓練等の実施状況報告

受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

## 建設副産物特記仕様書

### 1. 共通事項

- (1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

#### ◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・排出の有無にかかわらず作成する。

- (2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提示し確認を受けること。

- (3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提示すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を提示すること。

### 2. 建設廃棄物

本工事により発生する

- 1) アスファルト・コンクリート塊(116.91t)及び、無筋Co塊(7.14

t) は、佐倉市太田 2 1 4 7 - 4 地先、片道運搬距離 3. 6 km の世紀東急工業(株) 佐倉混合所に運搬し、処理するものとする。

2) アスファルト舗装切断排水 (4 2. 9 kg) は、八千代市上高野 1 7 2 8 - 5 地先、片道運搬距離 1 3. 4 km の(株)TOA シブルに運搬し、処理するものとする。

### 3. その他

本工事により発生する金属塊 (2 m<sup>3</sup>) については、片道運搬距離概ね 2 5 km の中間処理場等に運搬し、処理するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

また、工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議すものとする。

## 舗装切断時に発生する濁水処理に係る特記仕様書

### (趣旨)

第1条 この特記仕様書は、「鹿島川水管橋フェンス更新工事」の特記仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時（コアカッター含む）に発生する濁水の処理に関し必要な事項を定めるものとする。ただし、濁水を生じない工法で、発注者が認めた場合は、この特記仕様書によらなくてよい。

### (適用)

第2条 印旛郡市広域市町村圏事務組合が発注する土木・舗装・建築・設備工事で、アスファルト舗装版の切断作業に適用する。

### (処理方法)

第3条 受注者は、アスファルト舗装切断作業を行いながら濁水を吸引のうえ、タンク等に貯留し、作業後速やかに、濁水を処理施設へ運搬し処分する。

### (条件)

第4条 受注者は、濁水を処理する業者を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の中間処分業の許可を得ており産業廃棄物管理票（マニフェスト）にて管理できるものから選定する。

- 2 濁水の運搬は、元請負業者が行うこととする。ただし、やむを得ない理由があると発注者が認めた場合は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の運搬許可を得ている業者に委託することができる。

### (提出書類)

第5条 受注者は、施工計画書にアスファルト舗装版切断時に発生する濁水の収集・運搬・処理に関する計画書、受注者と処分業者との契約書の写し及び処分業者の許可証の写しを添付すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の運搬許可のある業者に委託した場合は、受注者と運搬業者との契約書の写し及び運搬業者の許可証の写しを添付すること。

- 2 受注者は、工事完了後、速やかに産業廃棄物管理票（マニフェスト）のD票及びE票の写しを監督職員に提示すること。

また、受注者は、濁水の運搬を、産業廃棄物の汚泥(アスファルト舗装版切断時に発生したもの)の運搬許可のある業者に委託した場合は、B2票も監督職員に提示すること。

### (その他)

第6条 その他の事項については、「産業廃棄物の適正処理について（千葉県環境生活部）」による。

- 2 この特記仕様書に疑義が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

施工条件の明示

明示項目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 本工事の工期は令和8年3月13日とする。 2. 工期は、材料製作日数を含む。
公 害 関 係	1. 本工事で使用する建設機械は、低騒音型、低振動型建設機械指定要領及び排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2. 資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講じること。
安全対策関係	1. 労働安全衛生法を遵守すること。 2. 工事対象設備の構造及び危険性を熟知し、作業の際には人身の安全確保を重視し施工すること。
工 事 用 道 路 関 係	1. 工事箇所への資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、使用する車両を考慮し、他の耕作者の妨げとならないよう注意すること。
建 設 副 産 物 関 係	1. 本特記仕様書に従い、適正に処理すること。
そ の 他	1. 本工事に先立ち、近隣住民（地権者）に対して「工事のお知らせ」等により工事内容を周知し工事施工に理解を求めること。 なお、地元関係者との間に紛争が生じないように円滑な施行に努めなければならない。 2. 本工事の実施にあたり、路盤碎石等が水田へ飛散しないよう十分注意しなければならない。また、必要に応じて飛散防止の対策を施すこと。 3. 過積載による違法運行の防止対策について、施工計画書に記載すること。